

省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー部分 | 供給側に対する措置）

青色申告書を提出する個人・法人が、対象設備（再エネ設備及び付带的設備）を取得等し、事業の用に供した場合、発電量（kWh）の増加に資する先進的な設備投資等に対して、20%の税制優遇が受けられます。

2018年4月1日、「所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行され、省エネ再エネ高度化投資促進税制が創設されました。省エネ再エネ高度化投資促進税制のうち、再生可能エネルギー部分は租税特別措置法第11条及び第43条に基づく税制措置であり、固定価格買取制度からの自立化や長期安定発電の促進に大きく貢献する再生可能エネルギー設備等を新たに取得等して事業の用に供した場合に、特別償却20%の税制優遇を受けられるものです。

改正概要

□ 青色申告書を提出する個人及び法人が、下記の対象設備（再エネ設備及び付带的設備）を取得等し、事業の用に供した場合、発電量（kWh）の増加に資する先進的な設備投資等に対して、20%の税制優遇が受けられます。

摘要期限

2020年3月31日まで（2年間）

※ 租税特別措置法は、時限立法であり、ある特定の期間だけに適用される法律です。最新の情報にご留意ください。

対象設備

□ **再エネ設備**：中小水力発電設備、木質バイオマス発電設備、木質バイオマス熱供給装置、バイオマス利用メタンガス製造装置、地熱発電設備
※ 先進的要件を満たすものに限定（木質バイオマスは熱電併給等の場合、水力はコスト一定以下のものを導入する場合、等）
□ **付带的設備**：蓄電池、自営線、風力発電関係設備（系統安定化・メンテナンス高度化設備）

対象者

□ 本税制の適用を受けることができる者は、青色申告書を提出する個人及び法人であり、以下に該当する個人及び法人については対象外です。
★ 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者
★ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人
★ 匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者（対象設備を匿名組合契約等の目的である事業の用に供する者に限る。）
□ また、国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をした設備は本税制の適用対象外となります。

利用方法

□ **法人**：法人税の確定申告書に「特別償却の付表」（特定設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）と摘要額明細書を添付し、必要事項を記入の上、税務署に提出。
□ **個人事業主**：青色申告決算書の「減価償却の計算」の「△割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法11）を記入の上、税務署に提出。

詳細については、経済産業省のWebサイトご参照ください。



経済産業省 エネルギー庁

Ctrlキーを押しながら画像をクリックしてください。